

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成29年6月15日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

6月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第54号の審査	2
質疑（安藤薫委員）	
議案第55号の審査	4
質疑（水谷毅委員、安藤薫委員、渡辺慎吾委員）	
採決	12
請願第1号の審査	12
請願紹介議員説明（増永和起議員）	
質疑（水谷毅委員、安藤薫委員）	
理事者説明（教育次長兼教育総務部長）	
理事者への意見聴取（水谷毅委員、安藤薫委員、渡辺慎吾委員、東久美子委員）	
採決	29
閉会の宣告	29

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成29年6月15日(木) 午前10時 開会  
午後 0時18分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 市来賢太郎 副委員長 東久美子 委員 安藤 薫  
委員 水谷 毅 委員 渡辺 慎吾

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也  
教育次長兼教育総務部長 北野人士 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎  
総務課長 溝口哲也  
次世代育成部長 前馬晋策 こども教育課長 浅田明典

### 1. 説明のため出席した議員

請願紹介議員 増永和起 請願紹介議員 山崎雅数  
請願紹介議員 弘 豊

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎 同局書記 渡部真也

### 1. 審査案件

議案第54号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第55号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制  
定の件  
請願第1号 「中学校給食」に関する請願

(午前10時 開会)

○市来賢太郎委員長 ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。本日はお忙しいところ、文教常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○市来賢太郎委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、東委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

議案第54号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

議案第54号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件について、お聞きしたいと思

います。

この案件は、子ども・子育て支援法がスタートした後に、保育の必要性などを認定した上で、必要度に応じて保護者に支給認定証を発行するという業務を事務の簡素化という意味合いから、希望者だけに交付をするという条例だというご説明を先の本会議でもされてきました。基本的なことになりますが、この支給認定証というものは、そもそもどういったものか、支給認定証に記載されている内容について、初めにお聞かせいただきたいと思います。

○市来賢太郎委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、ただいまのご質問について、答弁を申し上げます。

支給認定証ですけれども、子ども・子育て支援新制度では保育所などの施設を利用する場合に支給認定が必要になります。支給認定証には、認定の区分、1号、2号、3号の区分、有効期間、保育の必要量等が記載されています。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 保育所、もしくは幼稚園、こども園などを希望される保護者の方が保育所などの申し込みと同時に必要度、それから区分、期間など認定されて、その上でそれぞれの必要な施設を利用していくということになっているかと思います。この希望者のみに交付ということになるわけですけれども、現状の事務の流れと、それから、希望者だけになった場合の事務の流れがどういうふうになるのか、この支給認定証の発行を希望されない方については、保護者の方は保育料であるとか、区分であるとかいうことを知ることができるのか、知る方策があるのかについて聞いておきたいと思います。

○市来賢太郎委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 ただいまのご質問に答弁を申し上げます。

支給認定証ですけれども、現在は保育所の利用の際に認定の申請をしていただくこととなります。申請されて、認定された方全員について、交付を行っているところでございます。

今回、子ども・子育て支援法施行規則が改正されまして、申請された方のみ交付されるということで、改正がされました。申請書の交付の申請をされない方につきましても、何らかの形で保護者の方に支給認定情報をお伝えする必要があるということで、規則の中で、支給認定証の交付を希望されない場合、支給認定情報の通知は保育料の決定通知とあわせて通知するというように規定されております。これを受けまして、本市でも保育料の決定通知にその支給認定情報を包含させた形で通知するというように検討をしているところでございます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 支給認定証を希望されない方に対しては、保育所の申し込みに対して、あなたの保育料は幾ら幾らですよという、保育料決定通知書の中に支給認定情報を入れてお知らせをするというようなご説明をいただきました。現状、4月までに一斉受け付けを含めて、4月当初までに保育所などへ入所申し込みをされる方はひとしく認定等も受けられておると思いますが、保育料決定通知書が送られる方というのは、保育所の入所が決まった方だけかなと思うんですね。認定を受けながらも保育所に入れない。ことしも4月当初の128名の方が保育所に入れないで待機していただいている状況だったと思いますが、保

育の必要度があると認定はされながら保育所がまだ決まっておらず、あなたは待機ですよという方に対しての通知はどのようになっていますか。

○市来賢太郎委員長 浅田課長。

○浅田こども教育課長 待機となる方につきましては、保育料の決定通知は送付しないということで、別途、支給認定の情報を記載した通知書を作成して通知するというように考えております。

以上です。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 待機者が100名を超す状況にあるということ自体は、この解消ということも図っていかねばならないということなんです。きょうは条例案と直接的ではないので、そこには触れませんが、待機されている方でも、摂津市があなたは保育の必要度がありますよ、認定2号、3号という認定をし、保育の必要量も長時間というふうには認定されて、しかし施設がありませんので、ちょっと待ってくださいという方に対しても、あなたは保育が必要な方として摂津市は認めているんですよということは、きちんとお伝えをしていかないといけないのかなと思います。

事務の簡素化という点では、当然そういったものも図っていかねばなりませんし、実際の運用上、この支給認定証の活用度と事務量とを比較した場合のてんびんにはかったときに、事務量の簡素化ということは理解ができますが、保育を必要としている人たちに、その方の保育の必要度の認定状況というのをきちんとお伝えするということが大切だと思います。事務簡素化で支給認定証を発行しないことになっても、それにかわる何か書類をつくらなきゃいけないというようなことは、それで

本当に事務の簡素化になるのかなど、その辺を疑問に思ったりするわけですが、今回の条例改正が事務の簡素化につながり、同時に保護者の方に保育の必要性をしっかりと認識してもらいつつ、待機児童解消のための手だてを市がしっかり責任を持ってやっていくということを求めています。

以上です。

○市来賢太郎委員長 ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

議案第55号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、子ども医療費の助成の件について、ご質問させていただきたいと思います。

今回のこの対象年齢の引き上げにつきましては、子育て世代の保護者初め、非常に子育ての大きな支えになることでありまして、少子化の対策のためにも本当に喜ばしいことであると思っております。その上で、対象年齢が引き上げになることについて、条例の改正ということであると思っておりますけれども、その中で、18歳までであっても既に婚姻をされている方の手続的な変更が入っておりますけれども、例えば、保護者が従来どおり代理で申請することができるのかどうか、それから、所得制限はどう考えておられるのか、もう1点、小・

中学生ですと義務教育になりますので、告知が比較的しやすいと思うんですけども、18歳までとなりますと、さまざまな立場の方もいらっしゃると思いますので、その告知については心配なくできるのかどうか、この点についてお聞かせください。

○市来賢太郎委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 それでは、3点のご質問に答弁を申し上げます。

まず、1点目でございます。

今回の条例の中で、第5条のところでは18歳まで引き上げに伴い、女子については婚姻の可能性があり、婚姻した場合、医療費助成の申請手続は保護者ではなく当該本人が申請を行うということの旨を規定するものということで、こちらのほうで規定させていただいております。女子の方の場合でしたら、16歳から婚姻ができるということですので、その方は子どもではなく民法上成年擬制ということで、成年者と同じ扱いということになりますので、その方がみずから申請ができるということになる条文でございます。

それと、所得制限につきましては、15歳から18歳到達年度末まで助成対象年齢を引き上げるものですので、そのところは変わりはありません。

それと、周知の方法につきましては、今回、議決をいただきましたら、広報誌、ホームページ、または医療機関等でポスター掲示をさせていただくなどをして、制度の周知を図りまして、その後、予定では、平成30年1月ぐらいに、今回新たに対象者となる方に申請書を送付させていただきまして、それから申請の受け付けを開始します。その後、平成30年の3月末に医療証を送付させていただきたいと考えておるところです。

以上です。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 内容は理解できました。

1点、親による代理申請についての質問があったんですけども、それは可能なんですか。

○市来賢太郎委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 窓口に来られたときの対応としては、そちらのほうも考えているところがございます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 18歳までとなると、ほとんどは高校生の方が対象かと思うんですけども、例えば野球をやっておられて、住民票は摂津市にあるけども、他市、あるいは他府県の学校に通学をされたりという方もいると思うんですけども、そういう方の対応はどのようにされるのかについて、お聞かせください。

○市来賢太郎委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 この条例の中では、そこに主となる生活の本拠地として住基を置くものと考えておりますので、市内に住民登録のある方に対して、このサービスを提供していきたいと考えております。

以上です。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 具体的には、例えば他府県の医療機関を利用された場合は、還付申請であるとか、その点についてはいかがですか。

○市来賢太郎委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 他府県で医療機関を受けた場合も、これまでと同様に還付申請等で対応をしていきたいと思っております。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ここまで、理解できました。

今回は所得制限もないということでございますので、医療証を最初に申請をさせていただいて、医療機関を利用するときには、その医療証を持っていただくとというのが流れになっていると思うんですけども、所得制限もないということであれば、基本的に全ての方になるということで、この医療証の申請とか、医療証を医療機関に持っていくとかいう作業とか内容を割愛して、医療証なしでもできるようにということはできないのかどうか、お聞かせください。

○市来賢太郎委員長 石原部参事。

○石原教育総務部参事 医療証につきましては、確かに所得制限もございませんので、全ての方が対象になることは間違いのないと思います。ただ、申請主義のところ動いておるところもありますし、医療機関におきましては、それで初めて確認して、手続をとるという形になるかと思っておりますので、やはり医療証がなければ医療機関でありますとか、国保連合会でありますとか、いろいろなところで影響が出る可能性が出てまいると考えておりますので、医療機関に医療証をもっていただくという制度はこのまま踏襲していきたいと考えております。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 申請主義ということであるんですけども、職員の皆さんも事務作業が増えるわけでございますので、また今後の課題にさせていただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 この医療費助成制度につきましては、子どもも対象年齢の拡大を求めて、ゼロ歳児無料化から運動もしながら拡大を求めてきました。今や、各自治体それぞれ、府内の自治体も含めて自治体間競争というような形で対象年齢も拡大し、所得制限も廃止をされて前進をしておりますが、一方で、これだけ地方自治体がこういった制度充実で競い合っているような状況の中で、国のほうが一向にまだこういった制度の基本となる部分については手をつけていないというところには大きな問題があるのではないかなと思うんですね。こういう点について、制度充実を図っていく自治体だからこそ言えるというようなことで言えば、国に対してどこに住んでいても子育て支援のための医療費助成を受けられるというようなものにしていくという点で、国に働きかけを強めていきたいと思いますが、その点について、初めにお聞きしたいと思います。

それから、今回の医療費助成の拡大は18歳まででございますが、ことし初め、第1回定例会において、市長から、来年度4月をもって、大学生世代、22歳まで対象年齢を拡大していくというような方針も示されています。恐らく第3回定例会でそちらの対象年齢拡大であるとか、所得などをどうするのか、細かいものが議論された上で出てくるのかなというふうに思いますけれども、同じ時期にスタートさせる上で、分けて条例が出されてきております。周知のお話がありましたけども、周知のタイミングによっては非常に混乱を招く可能性もあるのではないかなと思いますが、その点についてもお聞かせをいただけたらと思います。

それから、今回、高校卒業までというこ

とであります。府内の自治体を見てみますと、高校卒業まで所得制限なしで、現6月の段階で、子どものほうで調べたところによりますと、2市1町になるのかなと思いますね。摂津市が市で言えば3つ目になるのかなと思うんです。ですから非常に先進的な取り組みだと思っんですけども、同時に、中学校卒業まで対象年齢を拡大した一昨年秋の議会では、入院時食事療養費について、廃止となる議案が可決されました。後に議員提案によって改正されて、所得制限が設けられた上で一部助成されるということになりました。ただ、この入院時食事療養費の助成について、助成をしていない市は2つ、まちでは1つ、一部助成は摂津市ということで、ほとんどの自治体では、入院したときの食事代の助成は継続されていると思うんです。対象年齢を拡大し、所得制限をなくすということは非常にいいことだと思うんですが、入院したときというのは、より治療費もかかってきます。来年の4月には1食代の食事代が現在の360円から460円に上がると思います。1日3食、赤ちゃんからお年寄りまで460円ですから、1,300円、1,400円ぐらいかかってきますね。医療費助成、子育て支援で医療費の助成をするのであれば、一番お金の心配がある入院したときの食事代の助成制度を廃止したということは、これは逆行したものでないかとの間も指摘をしてみました。

今回、対象年齢を拡大していく議論の中で、入院時食事療養費、一旦は廃止されましたけども、これを復活させていくというような考え方は現状としてどうなのか。その3点について聞いておきたいと思っ

○市来賢太郎委員長 石原部参事。



○石原教育総務部参事 まず1点目です。国への働きかけということでございます。

子育て支援施策としては、やはり全国に広がればいい制度かなと考えております。いろいろな要望等、そういう機会もあればやっていきたいというところもありますし、ただ一方で、やはり使い方によっては医療費の増大ということも言われている中でもあります。財源の問題もいろいろ出てこようかと思えますけれども、やはり子育て支援施策としては必要な施策ではないかというふうに考えておるところでございます。

それと、22歳のところについてでございます。

今回、18歳までの助成対象年齢の引き上げということで、当初の市政運営方針の中でも、第3回定例会の中で22歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度の創設を目指すということで、第3回定例会を目指して、今、対象者また制度内容について慎重に検討している段階でございます。この18歳の件と大学生等の医療費助成のことについて、周知等について市民が迷うことのないように、そこはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

入院時食事療養費の件につきましては、先ほど安藤委員が言われたとおり、これまでの経過がございます。やはり、市全体の施策をやっていく中で、所得制限を外して、前回、中学生までの拡大をさせていただきました。その中で単独扶助費の見直しを行ったという経過がありまして、そこで今回、高校生までの年齢拡大をしていくということになりますので、やはり、この入院時食事療養費の補助制度、市単独扶助費については、今のところは拡大ということを考えていない状況です。

以上です。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 国への働きかけは、その都度、ぜひ強く北摂市長会、大阪府市長会などを通じて働きかけを強めていただきたいと思います。

財政的なことで、医療費助成制度を拡大することで医療費増大というようなことを、今、部参事からもありましたけれども、医療費の増大が現にあったのかどうなのか、各自治体がここまで拡大をしてきているわけですから、それは、求める側がそういう心配をして国に言う必要は逆でないわけであって、既に地方自治体が先進的な事例をも積み重ねてきてやってきているということを示して、国に実施を求めているいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

22歳まで拡大と2段階という形になっておりますので、次、高校生世代までと大学生世代までといろいろな議論があるかと思えます。その点は、次の議会できちんと議論していくことになると思えますけれども、要望しておきたいのは、もちろん自治体と自治体との中で競争も激しいですし、子育て世代の支援をすることによって人口流出を防ぐとかいう、人口ビジョンの中の1つの一環の施策としても考えておられる部分もあるのかもしれませんが、一番の目的は、やっぱり摂津の子どもたちの健やかな成長であるとか、それから、経済的に非常に困難になってきている子育て世代をしていくというところに目を向けていただきたい。

先般、文教常任委員会で東京都荒川区に子どもの貧困対策で視察に行っていましたけれども、まずは、子どもたちの利益をどう見ていくのか、子育てをしやすい

まちをどうやってつくっていくのかという観点から議論をしていただきたいと。子ども医療費助成はもちろんのことでありますが、今、子どもたちが置かれている状況、見えにくい貧困ですね。プライバシーにかかわる問題をどうやって実態を把握して、その貧困の実態が表にあらわれないような形で、表にあらわれないというのはおかしいですけども、子どもたちに貧困ということから成長を阻害するような状況にならないようにするためにどうするかというような研究と、その研究結果に対する手だてというのが荒川区ではうたわれているという説明を受けて、やっぱりきちんとした議論と、それから、その議論との裏づけによって出されている施策なんだなと感じました。子ども医療費助成は大事だと思いますが、同時に子どもの成長や子育て支援全般にわたってどうあるべきかという議論の中で、この医療費助成制度ですね、議論も拡大に向けて頑張っていたきたいと申し上げておきたいと思います。

それから、入院時食事療養費についてですけども、考えておられないということですが、考えてほしいです。所得制限を撤廃して、対象年齢を拡大することは経済的な支援をするということでもあります。入院をするというのは、何度も言いますが、大変精神的にも、それから、子どもの置かれている状況から見て、保護者の思い、それから経済的な心配も同時に持ちながら治療に当たっていかねばなりません。まさに、入院したときこそ、こうした医療費助成制度の役割が重要になってくると思いますので、対象年齢拡大の議論の中で、入院時食事療養費は、国、大阪府のほう削ってきているとは言いますが、対象年齢

の拡大では自治体が先行して先進的に国をリードしようとしているわけですので、後退していく中で踏ん張るということは大事なことだと思います。これは強い要望にしておきたいと思いますので、部長にそのことだけもう一回お伺いしといておきたいと思います。

○市来賢太郎委員長 北野教育次長。

○北野教育次長 ご質問の中に国での制度の問題であるとか、いろいろなお話がございました。もともとこの医療費助成制度というのは、都道府県の制度が根っこにあったと思います。そんな中で、都道府県がまず始められて、その財源について、例えば国が地方交付税上どう見るんやという議論は多々ございました。そんな中で、今、おっしゃったとおり国はこの医療費助成制度に何も光を当てていないという現状がございました。

いろいろご要望をお伺いしました。我々もいろんな制度上の問題点とか、財政上の問題点とか、いろいろ行政改革の項目の中で随分議論をいたしたところでございます。やはり、税の所得の分配機能ですね。こういうことを考えるとするならば、所得制限を撤廃する、あるいはその部分にどのぐらいの制限を入れるんだと多々いろいろ議論があった中で、入院時食事療養費については、一定やっぱり弱者に光を当てるということで、撤廃したものを非課税の方に限って対応するという措置をとらせていただいたという現状もございます。そういった中で、我々はやはり弱者に光を当てるといったような制度設計と、今、ご指摘もございましたけど、子どもの貧困問題もしかりでございますので、そこに向けてどういった制度設計がいいのか、今後も研究、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 入院時食事療養費については、またいろいろとご要望も申し上げていきたいと思いますが、所得制限を撤廃し、対象年齢を拡大していくということは、所得の再分配という考え方プラスアルファ、子育て支援を摂津市が考え、充実していくんだよということが進められているんだと思うんですね。その同じ制度の中で、所得制限を設けるといふことの矛盾はあるのかなと思っています。その点は申し上げておきますが、次の拡大の議論の中で、入院時食事療養費を含めて、そういった子育て支援を含めて議論をしていただきたいと、再度要望して終わります。

○市来賢太郎委員長 ほかに質疑のある方。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、質問させていただきます。

私、前回の議会で、代表質問でこの22歳子育て支援という形で、医療費助成制度ということに対して質問させていただきました。この18歳までの医療費助成、これは私の心の中では100歩譲って、これには賛成という形をとらせていただきたいと思うんですけど、ただ、福祉の充実はしていかなあかんけど、福祉が行き過ぎるのは、決してよくない。特に、今回のこういう医療費助成ということになってきたら、いろんな近隣というか、多くの地方自治体において影響を及ぼす状況が生じるかもしれないから、私の関係の市長の方々にいろいろ話を聞きました。非常に横にらみで、しっかりと周りの状況を把握しながら進めていかなあかん施策と違うかというような返事をいただいたんです。義務教

育課程において、医療費助成というのは、理解しているんですけど、100歩譲って高校ということになってきたら、これもほぼ100%近い方々が高校に行っておられる。そういうことから考えますと、準義務教育という観点から、こういうことを100歩譲ってそういう形も考えていく必要があるなというふうに、各市長さんのお言葉いただきましたんですけど、私が代表質問をしてから現在に至るまで、いろんな方々にこの件をやっぱり投げかけていきました。私の周辺の方々は、22歳が子どもであるかというような疑問がやっぱり生じるわけですね。さまざまなそういう形でいろんな問題が惹起している。子どもという水準は一体何か。先ほどの石原部参事のご答弁にありましたように、女性は16歳から結婚ができる。結婚したら、それはもう成年という形になる。そういうことから考えますと、これは10月の議会でそういう形で上程されると聞いていますけど、非常に矛盾が生じるん違うかというようなことを、やっぱりいろんな方々から意見聞いているんです。

少し限界があると思うんですけど、市長にこの辺のお話をお聞きしたいと思うんです。市長を呼んでいただいて、現在までのような議論がなされて、市長のお考えは来年度、22歳のそういう形の医療費助成をまだ思っておられるのか。それやったら、具体的にどのような観点から、それを例えば大学生はするのか、それから、例の所得制限をするのか、細かい議論はどこまでなされているのか、お聞きしたいと思うんですけど、委員長、よろしくお聞きしたいと思います。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 市長、済みません。何かあったら呼んでくださいと言うてはったので呼ばせていただきましたけど、私は、福祉は充実させなあかんと思うんですよ。しかし、充実、行き過ぎは決してよくないと私は思います。この18歳の医療費助成に関して、私も基本的には義務教育課程において、やっぱり保護の状況に及ぶ中で、いろいろ助成するのは当然の話やと。100歩譲って18歳、ほぼ高校生ですよ。ほとんど100%の方々が高校へ行くということで、準義務教育というふうに判断した中で、18歳の医療費助成というのは100歩譲って私は賛成したいと思いますし、それから、いろんな情報を得ますと、近隣の他市においても、将来的には、この18歳医療費助成にやっぱり向かっていくやろうということをいろいろと聞いております。

市長は過去において、先駆けをせなあかんという形を言うておられたと思うんです。この福祉に関して、例えば子育て支援ということから考えましても、それから、摂津市に流出を食い止めるといふ形においても、まずは手を打たなあかん。その先駆けをするというような形を言うてはったと思います。先駆けをすることは、結局率先してほかが全部そういう形で後追いで施策をつくっていくということが本来の先駆けになると思うんですが、22歳の医療費助成というのは、私の代表質問の答弁の中でも、これからじっくり練っていかなあかんし、いろんな観点からいろんな議論をせなあかんということを言うておられたと思うんです。

この前も荒川区に行ったときに、どなたか知らんけど、22歳の医療費助成ということで摂津市は先駆けてやるということで、ぶっちゃけ、その担当の方々が笑いはりましたんですよ。これはやっぱりちょっと違和感を持ってはるなというのを私は感じたんですけど、そういう点で、文教常任委員会やから子育て支援という形を中心に言わなあかんねんけど、子どもたちの流出という、若い世代の流出ということを考えて1つの歯どめということで代表質問で言われた中で、本当にツボを得た施策かなと私は疑問が生じたわけです。市長も非常に肩こりがきついお方ということを知っていますよ。私も肩こりがきつい。ツボを押してもらって初めてその肩こりに効くわけであって、ツボのずれたところを一生懸命押さえられて、逆に体調崩してしまうようなこともあると思うんですけど、そういう点で、この22歳までの医療費助成に関しては、非常に僕は疑問を持っているんですけど、そのご答弁の中で、さまざま議論をしていくという状況を言われた中で、現時点で、市長はどのようにお考えかということをお聞かせ願いたいと思います。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員、今回の件で言うと、18歳までの拡充という形なので。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 だから、それはそうやねん。

○市来賢太郎委員長 22歳までの拡充で言うと、市長からのご意見をいただくということで。

市長。

○森山市長 渡辺委員の質問といいますが、ご意見拝聴いたしまして、私のほうか

らも思いを述べさせていただきます。

代表質問のときも、この件について触れられておまして、私からお返しする時間がなかったようですので、この際少しだけ。

1つは、医療と、それから学費といいますか、これはみんながどこ行っても同じ条件で公平にとというのは僕は理想だと思います。それには、やっぱり国といいますか、府といいますか、ここがしっかりとそういう目線を持ってくればそれでいいんです。なかなかそうはまいりませんので、この自治体間でいろいろな知恵絞って、いろんなことで競争みたいなことになってしまいうんですけれど、よくないんですけれども、いろんな施策を打っています。

それで、今、日本の社会の中で一番の深刻な状況、これもしよっちゅうあちこち行っていますけれど、人口減少問題だと思いますが、もう1つのテーマが、これも最近特に言われるようになったことですが、前からそうでもあったんですけれども、特に言われるようになったのが貧困格差ということだと思います。この人口減少問題と貧困格差、この2つが今一番マスコミでもどこでも、国でも言われているということで、摂津市は人口減少を問題と捉えて、4つの行動指標を示して、いろんな施策にこれから取り組もうということで新年度スタートをしました。3つのテーマ、安全、安心、子育て支援と、それだけじゃなくて、特に何回もいいますが、貧困格差という話をどういう形でマッチングさすかということで、所信表明の中では横ぐしをさすというような表現をしたと思いますけれども、いろいろ考えた中で、健康づくり、医療費助成というところに落ちついたことは1つのポイントでございます。

ご案内のとおり、摂津市は所得層の高く

ない方が半分以上占めるという現状にあることはご承知のとおりだと思います。18歳までは子育て支援ということで、今回条例のご審議をいただいております。広い意味では子育て支援になるかもわかりませんが、私は、例えば、ひとり親家庭とか、一生懸命にお母さんが働きながら、大学に行きたい、行かれへん、そんな方もたくさんおられると思うんですけれども、そういったところにも目を向けられたらなど。いろんな方法があると思いますが、そういう意味での子育て支援、大きくは子育て支援ですけど、学生支援といいますか、そういう形に捉えていただけないかなど。ただ、前もご指摘がありましたけれども、福祉とか、こういうのは言葉はよくないですけれども、ばらまきになったらいかんと思いますね。だから、やっぱりきちっと必要などころに、そして弱いところしっかりと手当てをするという意味からいうたら、これからの22歳までのあり方については、やっぱりしっかりと考えて、せっかく先駆けてやるのに、いろんなご意見をいただくということは非常に残念なことですから、極力なるほどなどと言っただけのように、やっぱり形は整えたいなということで、今、教育長以下、担当にはしっかりとその辺、今の国の動き、近隣、いろんな取り組みを考える中で考えるようにと研究をさせております。私自身も、ばらまきという言葉にならんようにせないかんということで、一定の条件を厳しいか、いや、なるほどなどと言われるのか、わかりやすい条件をつけて考えたところで、今のところどんなやねんと言われると、余り軽々にはまだ発表する段階ではありませんけれども、また議員からも知恵をおかりして、何かいい方法を見出したいと思いま

すので、どうぞよろしくお願ひします。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 市長、ありがとうございます。

私も今期で任期が終了するんで、その辺だけきっちりお考えをお聞きしたいというような形で呼ばせていただきました。今後、私がこっちに戻ってこれるかどうかわかりませんが、この10月上旬程ということになったら、もしくは戻ってこられたら、しっかりとその辺は議論の中でやってみたいと思いますので、これ以上はもう何もありませんので、以上です。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 討論なしと認め、採決に移ります。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○市来賢太郎委員長 全員賛成です。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○市来賢太郎委員長 全員賛成です。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時 2分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

請願第1号の審査を行います。

紹介議員からの説明を求めます。

増永議員。

○増永和起議員 本日は、中学校給食に関する請願のためにお時間をとっていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、よりよい中学校給食を求める会から出された請願文書の紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

摂津市は、2015年6月から中学校給食を実施、その方式はデリバリー方式選択制をとってきました。この2年間の喫食率は初年度4.73%、2年目の2016年度はさらに下がり3.7%となりました。摂津市が目標としている30%の喫食率からはほど遠い状況です。この中学校給食実施に先駆けて、2012年、摂津市はアンケート調査を行い、保護者の8割は小学校のような自校方式、全員喫食を望みました。しかし、摂津市はデリバリー方式選択制の中学校給食を推し進めてきました。

2012年11月から2013年1月にかけて、中学校給食検討委員会が設置され、検討が行われましたが、検討委員会として望ましい方式を決定するには至りませんでした。保護者代表が自校方式、全員喫食を求め、デリバリー方式選択制では意見が統一できなかったからです。検討委員会は方式の決定を市及び教育委員会に委ねましたが、提言の中でデリバリー方式選択制にする場合、給食実施後も家庭弁当を持参できない生徒が本事業を活用できているか、今後の検証を求めました。また、中学校給食の自校方式、全員喫食を求める保護者の意見が多いことも考慮し、デリバリー方式選択制での実施後も全員喫食や就学援助制度の導入が引き続きの課題であるとしました。

デリバリー方式選択制ではアレルギー対応ができないことも検討委員会の中で問題だと指摘されました。その後、摂津市はデリバリー方式選択制での中学校給食実施のために2013年8月から2014年3月、摂津市デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会を設置し、具体的な検討を求めました。この検討委員会でもアレルギー対応については実施後も検討することが協議検討結果として書き込まれました。こうして、2014年8月に出された摂津市中学校給食の導入に係る基本的な考え方にもアレルギー対応など、アンケート調査の実施、検討が課題として引き継がれることになったわけです。

摂津市のデリバリー方式選択制中学校給食は、保護者、市民のしっかりとした了解のもとに始まったものではなく、当初から見直し、検討が必要なものとされてきたのです。課題とされた温かく提供すること、アレルギー対応や就学援助制度の利用も解決できていません。本来、給食は学校給食法に基づき、教育の一環として全員に実施すべきものです。摂津の中学校給食事業には、2013年からの導入事業もあわせ、約5,500万円の費用がかかっています。3.7%の喫食率では公平性の観点からも問題があります。見直しを図るべきではないでしょうか。

今年度末に委託事業者の契約が終了すると聞いています。当初から多くの保護者が望んだ自校方式、全員喫食への転換を今こそ図るべきだということを申し上げて、趣旨説明とし、請願項目を読み上げます。

請願項目1. 2年間の“デリバリー方式選択制中学校給食”を、市民参加で検証できる仮称「検証会議」を設置し、見直してください。2. 全員喫食にしてください。

3. 就学援助制度を導入してください。4. 小学校と同じように、学校内で調理された温かくアレルギーにも対応した中学校給食にしてください。

以上で、趣旨説明を終わります。

○市来賢太郎委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

水谷委員。

○水谷毅委員 中学校給食についての請願について、お話をさせていただきたいと思います。

今月で実施をされましてから2年が経過しました。私ごとになりますけども、我が家にも家を出ましてひとり暮らしをしている子どもがおります。そういう意味では、きちんと食事をとっているのかとか、栄養があるものを食しているのか、そういうことを心配することもございます。一人の親として、今回、請願を出された方々も、子どもや孫を持つ保護者であると考えますので、請願された皆様の子どもの思う気持ちについては十分に理解ができるところでございます。

その上で、2年がたったわけですけど、その準備のためにはもう少し前からいろいろ動いておられたと思います。そういう意味で、可能であれば理事者の方の今までの経過であるとか、理事者の方にもお聞かせいただけたらと考えるわけですけども、委員長、いかがですか。

○市来賢太郎委員長 この後、理事者からの意見聴取を行う予定になっています。

水谷委員。

○水谷毅委員 わかりました。では、その際にさせてもらいまして、私の思いとしては、第一にそういう思いでおります。

以上です。

○市来賢太郎委員長 ほかに質疑のある

方。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、幾つかお聞きしておきたいと思います。

今回、よりよい中学校給食を求める会の皆さんから、まずはこの2年間の中学校給食の現状、それから問題、当初から検討が必要とされてきたものなどについての検証をまずしてくださいということ、それから、選択制ではなく全員給食にしてほしい。小学校と同じように学校内でつくった、アレルギー対応もした経済的な理由で注文ができない子どもができないように就学援助制度にも対応してほしいというような請願項目が出されました。

私も、この中学校給食の検討段階から大阪府が中学校給食導入補助金制度を発表する前から、小学校と同じような中学校給食を摂津市にも教育委員会にも求めてきましたので、請願の中身については十分理解できます。そういった立場を鮮明にしながら質問していきたいと思いますが、まず最初に、請願者のよりよい中学校給食を求める会について、この間のいろんな運動等についてご紹介をいただきたいと思います。

それから、もう1つは、請願の趣旨説明の中にもありましたが、現状、喫食率、平成28年度は3.7%、学校によったら0点数%ということで非常に低い状況になっています。これも当初、一昨年6月スタート時点から比べますと、時を経ることに喫食率が下がってきているという現状です。請願者は、下がってきている現状、それから、摂津市が目標としていた30%の喫食率にもほど遠いという現状、加えて、先ほどもご説明がありましたように、中学校給食の検討段階で保護者の方や子ども

に対して行ったアンケートの中に、8割の保護者が中学校給食を要望しているという結果が出ていることと比べて、現状との乖離について、なぜこんなふうになっているのかということなどをどのように考えておられるのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○市来賢太郎委員長 誰にお聞きになりますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 増永議員に聞きます。

○市来賢太郎委員長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、安藤委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、よりよい中学校給食を求める会というのは、どういう団体かというお話でした。2012年に摂津市が中学校給食を開始するので、説明会というのを保護者や地域の市民に向けて各所で開きました。そのときに、たくさんの方がそれぞれ参加されていたわけなんですけれども、保護者の皆さんや市民は、待ちに待った摂津市の中学校給食が始まるんだということで、期待を持ってその場に集まれたんです。小学校のような給食が始まるんだと思って、説明を聞くと、その中身はデリバリー方式選択制中学校給食だという説明を受けまして、非常にショックを受けて、どうしてですかというような声が相次ぎまして、その中で、何とか小学校のような給食を中学校でも実現してもらえないかということで、保護者や市民が集まって、よりよい中学校給食を求める会を結成しました。

その説明会の後、数か月で1万筆を超える自校方式、全員喫食の中学校給食を求める要望署名を集めました。さらに、2013年1月の最終提出数は1万4,493筆、これを提出しております。その後も会は継



続し、粘り強く市と懇談をしたり、いろいろ要望を出したりという活動を今まで行ってまいりました。

これが1点目の答えです。

2点目、30%の目標を立てているのに喫食率が下がってきていると、また、最初のアンケートで保護者は8割は小学校と同じ中学校給食を求めていたという問題で、この喫食率の乖離というお話でございました。

喫食率が低下しているということについて、摂津市もいろいろと努力をされてきたとは思っています。試食会を行ったりとか、メニューを工夫したりとか、カラーのチラシをつくって、それで宣伝をいろいろしたりとか、いろんなことをされてきたということは私たちも聞いております。

しかし、もともと保護者が中学校給食は小学校のようだというのを求めておりまして、デリバリー方式選択制中学校給食ということは、保護者の願いからは外れていたわけです。いろいろ努力をしても、喫食率が上がらないというのは、そもそものニーズにやっぱりこたえていないからなのではないかなと私は思っております。

喫食率30%というのは、摂津市が自宅からお弁当を持ってきていない子どもたちが大体そのぐらいいるというようなことを当初説明しておられました。だから、30%なんだというふうに聞きました。しかし、今の喫食率ですと、その説明にあわせて考えると、お弁当を必要とする、本来ならば弁当を持ってこれない子どもたち、給食を必要とする子どもたちにその給食は届いていないということになると思います。第四中学校が一番喫食率が低くて0.5%なんですけれども、隣におります弘議員が第四中学校の子どもたちの調査をし

たところ、24時間営業の安売りスーパーが学校のすぐ近くにあるんですけども、登校前にそこに子どもたちがパンやおにぎりを抱えてレジに並んでいるというような姿も見ております。

市はお弁当を持ってこれない子どもたちに利用してほしいということなんですけれども、就学援助制度も使えない、それから、またデリバリー方式選択制だと予約申し込みが必要ですね。そういうことでは貧困家庭やネグレクトというような問題には対応ができないのではないかと考えます。

今の子どもの貧困の問題は社会問題になっておりますけれども、貧困家庭の子どもたちだけを集めて給食を食べさせるというふうなことはできません。全員で食べる給食になってこそ、どんな家庭であるかにかかわらず、子どもたちに給食がしっかりと行き渡るということではないかと考えております。保護者の思いに沿った給食が必要ではないかと思えます。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 先ほど水谷委員からもお話がありましたように、子どもを持つ親として、または孫の成長を考える高齢者の皆さん、市民みんなが摂津市の子どもたちが健やかに成長してほしい、豊かな学力も確かな学力も身につけてほしいという中で、中学校給食に期待されてきたけども、喫食率が上がっていないというのは、いろんな努力をしていただいているんですけども、その努力が先ほどの渡辺委員のお言葉をおかりするとすれば、ツボを押さえていないのではなかったのかなというようなご答弁だと思います。

次に、請願項目について聞いていきたいと思うんですけども、1項目の検証会議で

すね。おっしゃるように、今年度末に委託契約が契約満了を迎えます。来年の4月から、また契約更改に向けて、いろいろ議論がされていくことになるんだというふうに思うんですけど、それに合わせた形で、検証会議を持ってほしいというような中身であります。

公費を投入して進めていく事業であって、しかも当初の目的に達していないような事業を継続する上では、やはりきちんとした検証が必要だということは当然のことです。あわせて、この中学校給食を導入する段階では、本当に丁寧に、丁寧にと言ったらおかしいですが、段取りでいきますと、最初は学校給食会の中で中学校給食についての議論がされました。それを受けて、今度は中学校給食検討委員会が開かれて、保護者代表の方も入って、栄養士や校長会の校長先生も入り、いろいろな方が議論をされました。中身については十分、不十分はありましたけれども、そういう議論を重ね、アンケートもやり、アンケート結果をまた各学校で説明会を開き意見をもらう。その上で決定したのがデリバリー方式選択制でしたが、その進め方の中身についてもデリバリー方式選択制の検討委員会を開くと。非常に市民の参加を保障しながら議論をやってきたものでありますから、検証についても市民参加でやっていかなければならないと私のほうは思うわけですが、この検証会議について請願者の方々がどのようなものをイメージしておられるのか、その点について、増永議員、わかりましたらお教えください。

○市来賢太郎委員長 増永議員。

○増永和起議員 請願項目に書いています仮称「検証会議」ですが、どういふものかということの問いに答えさせ

ていただきます。

今、おっしゃられたように、今まで検討委員会を重ねてきているわけですが、やはり保護者や市民の率直な声が反映されるような検証会議でないと、やはりそれはやってもそれだけのものにならないと思うんです。趣旨説明でご紹介した中学校給食検討会議、これがその提言でございますけれども、この提言は先ほど申しましたように、この検討委員会としてはどういう形態にするかということを決めきれなかったんです。デリバリー方式選択制の方向でというのは市の事務局が持ってきていた形なんですけれども、それに対して保護者の皆さんがやはり反対だということで唱えられて検討会議はまとまらなくて、市や教育委員会に形態について委ねますと、デリバリー方式選択制というのを市が思っているんだとしたら、そこに重大な問題があったら考え直してくださいという提言になっているんです。ところが、重大な問題があるじゃないかということで、その提言についても2人の保護者代表として出ておられた委員から、この検討委員会と提言についてということで文書が出されておりました。2013年1月18日付でお二人とも書いておられますが、女性の保護者代表の方からは事務局主導での進め方で異論あり、初めからデリバリー方式選択制についての検討委員会になっていたので、どんな中学校給食がよいのかという本来の検討委員会の内容になっておらず、提言には私たちの意見が盛り込まれていません。再度、検討委員会を組織し、子どもたちにとってどんな中学校給食がよいのかという本質的な問題を検討することを要求しますという文書で訴えられておられます。もうお一方、男性の保護者のほ

うからも出ております。まず、一番強い思いとしては、この給食が誰のためになされようとしているのか、その中心であるべき中学校の生徒たちのことが第一に考えられていないことが問題であること。第二に、検討委員会とは名ばかりになってしまっており、出された意見が反映されず、本来生徒たちの立場で考えていただくべき教育委員会の方々が行政側の推し進めたい方向に話をまとめるためにこの委員会を利用されているような印象を持ったことです。当事者である中学生の生徒たちのことを中心に考えてのものではなく、予算に合わせてとりあえず実施という状況が見えてきます。貴重な予算を使って行う事業にとりあえずでは困ります。実施に向けてさらなる検討が必要であるのは明白です。もう一度、検討委員会を組織し、今後は具体的な実施に向けての検討がなされるよう望みますというような文書を、この検討委員会の中で最後に出されております。こういうような結論ありきで進めるということが、やはり後々今の喫食率の低下とかそういう問題にも私はつながってきたのではないのかなというように思いますので、今度ここに書いております検証会議も、やはり保護者や市民がしっかり参加をする、公募などいろいろな形態は工夫していただいたらいいと思うんですけれども、その中で子どもの利益を最優先にして、給食とは本来どういうものであるのか、どうあるべきか、そういう根本の問題からしっかり摂津市の中学校給食を検証して今後のあり方を考えていく会議にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 いろいろな検討委員会を

設けられて実施された中学校給食ではありませんが、それぞれの段階でどうしても結論ありき、市民参加が保障はされていたものの参加した市民の意見がきちんと反映されていたのかどうなのかという点では、その当時の検討委員会に参加された保護者代表の方、2人の保護者代表の方の中から2人とも進め方に違和感を持っておられた。もちろん私もその検討委員会を何度か傍聴に行きましたけれども、本当によりよいものにしていこうということで前向きな議論をされていたのは覚えております。しかし、保護者の率直ないろいろな要望であるとか意見等が十分に議論されないうまま検討委員会の提言が取りまとめられるという段階になって、やむなくこのような提言に対する意見書という形で示されていたのかなというふうに改めて思うわけです。そうした中で進められてきて、しかし、2年たった状況がこういう状況になって、当時心配されていたことが現実のものになっていると。しかもデリバリー方式選択という中学校給食の方式をとっている自治体というのは、大阪府内でもそんなに多くありません。しかも、デリバリー方式選択制をとった自治体でも喫食率が進まない、当初の目的が達せられないということで全員給食のほうにシフトしていくと、いろいろな見直しが進められているというような報道も見ております。当初、デリバリー方式選択制で後発の摂津市は、先進的なデリバリー方式選択制を勉強してよりよいもの、できるだけ全員喫食につながるようなものに変えていきたいんだというような説明を再三されていましたが、残念ながらそうならないということで請願者の思いはよくわかります。あるべき中学校給食、私は全員給食、小学校と

同じように自校調理の安全で温かくおいしい給食、小学校の給食は大変評判がいいです。そういった給食を全ての中学生に提供していくのが、教育的な観点という点からそう、それから食の安全という点から、それから栄養バランスのとれた子どもたちの成長という観点からも非常に重要、見えにくい貧困家庭の子どもで誰がどうなのかわからない中でもみんなで食べていただくということが非常に重要ではないかなというように思っておりますが、ここに全員給食と選択制から全員給食へ、またデリバリー方式選択制から自校調理へということで求められておりますが、あるべき中学校給食について、また見直しの方向について、保護者の方々のどんな声が上がっているのかを含めて、請願者の思いを代弁していただけたらと思います。

○市来賢太郎委員長 増永議員。

○増永和起議員 あるべき中学校給食についてというお問い合わせでありました。学校給食法というのがございます。学校給食法は、第1条で目的を掲げております。この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とするということで、第2条で7つの目標が掲げられております。栄養の摂取による健康の保持、増進、それから日常生活における健全な食生活を営むことができる判断力や食習慣、それから学校生活を豊かにし明るい社交性及び協調の精神を養う、生命及び自然を尊重する精神並

びに環境の保全に寄与する態度を養う、それから食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられているということで勤労を重んずる態度を養う、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深める、食料の生産、流通及び商品について正しい理解に導くこと、この7つが学校給食の目標ということで掲げられております。学校給食は小学校ということではありません。この学校給食法で、学校給食というのは義務教育諸学校が進めるものというふうになっております。もちろん中学校もこの中に入っております。義務教育諸学校の設置者の任務ということで、4条は義務教育諸学校の設置者は当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとしています。国及び地方公共団体の任務として第5条、国及び地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないということもうたわれております。子どもたちみんなに先ほど申し上げた目標をしっかりと教育の一環として提供する、それが義務教育の中で必要だということで学校給食法がうたわれています。やはり、これに基づいて学校給食を進めるということが必要なのではないかと思います。

全国の状況ですけれども、1998年のデータで、完全給食の実施率が80.9%です。その中で大阪府は7.7%しか給食を実施してないということになっておりました。この当時の学校給食というのは全員給食が当たり前だという形だったと思いますが、全国で大阪府とそれから神奈川県が16.2%と低いんですけれども、あとのところは本当に高い率で、ほとんどの中学校で給食があるのが当たり前という

状況が全国でありました。その後、大阪府のほうでこの内容を改善しないといけないということになって、2015年の実施状況では、全国88.8%、大阪府もかなり引き上がってきて69.0%ということになりました。これは非常に喜ばしいことだと思うんですけども、でも、その中でデリバリー方式選択制の中学校給食でもいいよということで、大阪府が給食ということの枠を拡大して解釈していいということになってしまいましたので、このデリバリー方式選択制の中学校給食を行っているところが大阪府下でも摂津市を初め7自治体ございますけれども、そういうところでは学校としてはやっているだけけれども、その中で食べている子どもたちはわずかだという状態が起きてきています。これは非常に矛盾ではないかと。本来の学校給食法に基づいたそういう給食として考えるならば、やはりみんなが食べる学校給食ということが必要なのではないかというふうに思います。

保護者の皆さんからもご意見はいろいろお聞きをしております。やはり、中学校の給食も小学校と同じ給食にしてほしい、それが一番大きな願いだというふうに思います。保護者の皆さんは、大概はお弁当を子どもたちに持たせてはるというふうに、中学校給食を利用していない場合は何を食べているかというようなアンケートも摂津市はとられて、大体がお弁当を持ってきているとあって安心をされているというふうに思うんですけども、しかし、それはお弁当がいいから、ぜひお弁当を持たせたいからお弁当を持ってきているということではなくて、本来は中学校で安心安全で温かくて、みんなと一緒に食べる楽しい小学校のような給食をしてほしいん

だけども、そうでないから仕方なくお弁当をつくっているんだというような声が多いと思います。このよりよい中学校給食を求める会がとったアンケートの中で、保護者の記述がたくさんたくさん書かれていました。要約しているものですが、今後に期待することということで、安心して全員同じ食事ができるようにしてください。小学校と同じにしてください。給食センターを建てて学校に運ぶと思っていたのに期待はずれでした。運んできたものを温めたり冷やしたり、他府県では保温・冷温器がありました。中学校で給食をつくるのが不可能なら、小学校の施設を使い一緒につくればいいと思います。デリバリー方式選択制より自校方式を望みます。近くの小学校を連携するなりして提供してもらうことができればと思います。量を選択できるように、金額を安く注文システムを簡単に。弁当注文用の学校スケジュールが必要。難しいと思う。小学校のように学校で調理して食べられるようにしてもらえたらと思う。できれば全員給食にしてほしい。注文システムは当日でも対応できるようにしてほしい。おにぎりやパンの販売などをしてほしい。小学校のように全員給食に。

○市来賢太郎委員長 増永委員、答弁は質問に対して端的にお答えいただきますようにお願いします。

○増永和起議員 はい、わかりました。以上の保護者のお声も聞いております。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

まずはこの2年間の中学校給食、先ほどもお話がありましたようにイニシャルコスト、大阪府からの導入補助金が約5,0

00万円ほどですかありましたが、市としても支出している金額が約5,000万円。その予約システムの委託料にも毎年かかっている維持費、ランニングコストとしてかかっている。そういった費用をかけながら当初の目的が達成していないという現状についてきちんと市民参加を保障して検証すると、私は非常に大事なことで、1番目の検証を求める請願項目というのは、これはみんな同じ共通の認識ではないかなということを感じました。その他全員給食、選択制から全員給食、自校調理についても学校給食法からひいてご説明をいただいた部分についても非常に納得のできるものだなというふうに思いました。中学校給食の充実は、摂津の子どもたちに非常に重要なものであるということを感じたところです。このぐらいにしておきたいと思います。

○市来賢太郎委員長 そのほか質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○市来賢太郎委員長 以上で紹介議員に対する質疑を終わります。

次に、理事者からの意見聴取を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

（午前11時36分 休憩）

（午前11時37分 再開）

○市来賢太郎委員長 再開します。

請願第1号について理事者への意見聴取を行います。

北野教育次長。

○北野教育次長 今回、デリバリー方式選択制中学校給食導入に至る経過を簡単にご説明させていただきます。

中学校給食の導入につきましては、平成

23年度に中学校給食導入促進事業補助制度が創設された際に、摂津市学校給食会において検討委員会を3回開催し、実施方法について検討を行いました。その結果を踏まえ、平成24年7月に保護者説明会を開催し、同年9月には保護者、児童生徒等を対象にアンケート調査を実施するとともに、保護者説明会を開催しアンケート結果を報告させていただきました。また、学識経験者や保護者代表の方など8名の委員で構成する中学校給食検討委員会を立ち上げ、意見交換、議論を重ね、提言が示されました。これを受けまして、平成25年第1回教育委員会定例会において、本市の中学校の昼食をめぐる状況や家庭弁当の教育的効用等も考慮をし、家庭弁当との選択制での実施が妥当であるとの意見が多く出されたことを踏まえ、デリバリー方式選択制を中学校給食と決定いたしました。平成26年8月に市としての基本的な考え方をまとめ、配膳室の整備や調理業者の選定等の準備期間を経て、平成27年6月から給食を提供し現在に至っております。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 説明が終わりました。

この際、質疑がありましたらお受けいたします。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、中学校給食について、今、説明していただいた内容にプラスしてご質問させていただきたいと思います。

冒頭にもお話をしましたように、保護者の気持ち、子どもの気持ちを第一に考えていきたいと思っております。請願内容も4項目出ておりますけれども、直ちに進めて

ほしいなという内容もありますし、これから検討が必要という内容もございますけれども、幾つかご質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、意識調査を開始前に行ったというふうにご説明いただきましたけれども、具体的に保護者が例えば全員喫食を望まれる割合であるとか、それから子どもが全員喫食を望まれる割合とか、もしその辺の当初の数字がありましたら教えていただきたいと思います。

○市来賢太郎委員長 ご答弁をお願いします。

溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、水谷委員からのご質問にお答えさせていただきます。

デリバリー方式選択制の中学校給食導入前に、保護者の方また当時の児童生徒の方にアンケート調査を実施させていただいております。その中で保護者の方につきましては、おおむね8割の方が小学校と同様の給食を望むといったようなご意見、全員喫食になろうかと思えますけれども、そのようなご意見をいただいております。一方で、児童生徒の方につきましては、保護者がつくる家庭弁当のほうを逆に8割強の方が望まれたといった経過がございます。そのようなご意見を参考にさせていただきながら、その後検討委員会また地元への説明会等も開催させていただきまして、最終的には今のデリバリー方式選択制の中学校給食を導入しているところでございます。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 意識調査の結果、保護者は8割が給食を望み、子どもは8割が家庭弁当を望んだということで、その辺で意見の差もスタート時点であったのかなという

ように思います。今回、最初に2年前に検討に入った段階で、給食についていろいろな方法の選択肢があったと思うんですね。例えば、今回請願をいただいている全員喫食もその選択肢の1つであったかと思えますし、先ほどご説明もありましたセンター方式もあったと思います。最終的に現状ではデリバリー方式選択制になっているんですけれども、諸事情があったと思えますけれども、デリバリー方式選択制を選んだ決定的な要因、これについてお聞かせください。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 おっしゃるように、この中学校給食を導入するに当たってさまざまな実施方式について検討をさせていただきました。自校方式また小学校で給食をつくって中学校に配送する親子方式、また、どこかの場所にセンターを建ててそこから中学校給食を提供するセンター方式、4つ目といたしましてはデリバリー方式選択制、この4方式についてメリット、デメリットについて検討をさせていただきました。いろいろな法令上の制約であったり、全員喫食で中学校に給食調理場をつくるようになりますと、建築基準法の問題であったり、既存不適格の問題であったり、そのようなことも当時考えられました。また、デリバリー方式選択制を最終的に決定させていただいた大きな要因といたしましては、当時の本市の中学校の昼食をめぐる環境として、学校によって若干数字の差があったかもしれませんが、おおむね8割の方が家庭から弁当を持ってこられておりました。もちろん先ほどもありましたが、望むべくはそのような全員喫食の給食といったことも我々の中でも議論させていただきましたけれども、そのようなメ

リット、デメリットを考えた中で、また本市の中学校の昼食をめぐる環境、またその家庭からのお弁当の教育的な効用として、子どもと保護者の方がお弁当をつくる過程の中でいろいろなコミュニケーションをはかったりといったそのような効用も考えまして、最終的にはデリバリー方式選択制の中学校給食を決定させていただいたという経過がございます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 経過についてはおおむねですけれども、ある程度はその理解ができました。それで、先ほどもありましたように、生徒の間ではやっぱり8割の方が家庭弁当を望むということでありましたけれども、実際に学校の教室で弁当を食している中でもし数字としてあるのであれば、家庭弁当でもない、先ほどもありましたようにスーパーで買ってきたりとか、どちらでもない子どもというのが何割ぐらいいらっしゃるのかをお聞かせいただきたいと思えます。

今回、2年が経過しまして、市民の代表の方からこのような請願があったということは、喫食率の面からも見ましてもやっぱり真剣に受けとめて、スピード感を持って改善のために行政としても取り組んでいく必要があると思えます。それで、今回は4項目の請願がございました。私も重ねて申し上げますけれども、子どもを持つ親として1つでも達成できるものであればという思いではあるわけですが、すぐに対処できるものがあったり、それから今後検討を加えていかなければならないものもあると思うんですけれども、まず市民参加で検証できる検証会議というのがありますけど、これまで開催されてきた中

での構成員の中に一般の保護者の方もいらっしゃったのかどうか、その2点をお願いします。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、水谷委員からのご質問にお答えいたします。

現在のデリバリー方式選択制中学校給食の状況でございます。平成27年10月から11月にかけてアンケート調査、これは平成27年6月から給食がスタートいたしまして、そこから2学期に入っこのアンケート調査を生徒の方また保護者の方に対しましても実施させていただきました。その中で中学校給食の状況といたしまして、95%を超える方が当時家庭からのお弁当をお持ちいただいております。それ以外でスーパーやコンビニ等で事前に購入したお弁当またパンやおにぎり等で昼食をとっておられる方の割合が約4%の方がいらっしゃったという調査結果となっております。

もう一点、請願の中にもございますけれども、市民参加で検証できる検証会議というような中で、これまで検証委員会の中には先ほどもありました保護者代表の方が2名入っていただいた検証会議というのはございました。今回、学校給食会の中に学校給食サービス向上委員会というものを設置いたしまして、中学校給食についての課題や改善策等について昨年度議論させていただいております。このときには市民参加の保護者代表の方を含めて入っていただいておりますけれども、学校現場の校長、教頭、また栄養教諭、事務局の栄養士等が入りまして、さまざまな観点から検証をさせていただいているところでございます。

以上でございます。



○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 家庭弁当が95%あったということでございました。また、検討会議につきましては、やっぱりもう少し一般の保護者の方も参加できる機会というのを設けるべきではなかったのかなというように思いますので、今後それもしっかり踏まえて前進していけるようお願いしたいと思います。

それから、就学援助制度というのがお願いでございますけれども、ある見方によれば全員喫食という状況であれば就学援助制度は公平性を保って実現できるかなという、ある意味、セットで考えていかなければならないこともあるかなというふうに思います。そういう意味で、現在のデリバリー方式選択制の中で就学援助制度まではいきませんが、公平性を保ってそれを支援できるような取り組みというか、考えがあるのかどうかお聞かせください。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 就学援助制度の適用についてということでございますけれども、これまでもさまざまな場面でご質問等を受けておりますけれども、我々は現在の時点では公平性の観点ということで、デリバリー方式選択制の中学校給食においては就学援助制度の適用は考えておりません。ただ、大阪府下でもいろいろな補助制度等を実施されておられる自治体もあることを情報収集等させていただいておりますので、その部分については研究課題であるというふうには考えております。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 就学援助制度にかかわる何かをぜひとも考えていただきたいと思います。もちろんデリバリー方式選択制を出

しているほうも栄養バランスまたカロリー計算をしっかりとされた内容だと思いますので、一人でも多くそういう食材を利用した弁当を利用していただきたいと考えるわけですが、例えばバックアップする方法としたらクーポン券等を全生徒に配付をしまして、利用者の方には、言い方は悪いんですけど就学援助制度というのは公平性の観点でできないけれども、利用できる機会を公平に持っていただくような制度を検討していただけないかなというように思います。

それから、4番目に温かい副食それからアレルギーの2つの話があると思うんですけど、今、電子レンジとかそういう技術もたくさんございます。もともと家庭弁当はランチボックスでない限り冷たい副食になっておりますので、そういう意味では同じかと思うんですけど、せっかく学校給食を利用するのであれば少しでも温かいような工夫ができないのか、他市の状況等を勘案して、ありましたらお聞かせください。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 温かい給食についての内容のご質問でございます。本市につきましては、導入前からその部分についてもいろいろ検討をさせていただきまして、また他市の事例も参考にさせていただいて、最終的には衛生管理基準を遵守する形で65度以上または10度以下というような基準があるんですけど、我々としては衛生面を考えまして10度以下の適正な温度帯で保管して、それを提供させていただくという形を現在っております。ただ、おかずについてはそういう状況なんですけれども、御飯については温かい状態、また汁物も温かいものを一緒につ

けることで献立にアクセントをつけることでその部分でカバーするという形で現在は提供させていただいております。

また、現在、我々より後発でスタートした大阪府内の自治体において、温かい状態でおかずを出しておられる自治体があるというようなことも聞いております。温かいおかずと、おかずによっては冷たい状態で食べるべきおかずですね、それを分ける形でランチボックスを分けて提供しておられる自治体もあるというふうに聞いておりますので、我々といたしましてはそのような事例を視察も含めて研究させていただきたいというふうには考えております。

○市来賢太郎委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 温かい調理への工夫というのは既に取り組んでいる自治体もいらっしゃると思いますので、試験的にでも結構ですので取り組んでいただきたいと思います。

喫食率だけで見られない部分もたくさんあると思うんですけども、目標に対して2年たって半分の数字が達していないということは、一般の企業から考えたら、これはかなり厳しいことではないかなと考えております。そういう意味では、担当課としては本当に市民の皆さんに、こういう努力をこういうアイデアを持って取り組んでいますというのをしっかりと見えるように取り組んでいただきたいと思います。

最後に要望になりますけど、喫食率向上と生徒のために思うのであれば、まず食事内容の改善、人気メニューの分析、それから300円ではなくても、たまには500円でもう少しいい内容ができる日を設けたりとか、食べる楽しみというのも考えて

いただきたいと思いますし、利用しやすさという点でシステムですね、金券を利用して喫緊まで受注ができるような内容を検討していただいたり、また食事環境を前回の委員会でもお話をしましたように、デリバリーの弁当の方が肩身の狭い思いをしないように、弁当とデリバリーの方と食べる時間のスタートを合わせたりとか、そういうような点を考慮していただきたいと思います。私としては、全て請願の内容を直ちにできるようにであればそれを望みますけれども、直ちに検討すべきか、もう少し経過を見ながら検討をすべきか、その辺の思いもございまして今後もしっかり頑張ってくださいと思います。

以上です。

○市来賢太郎委員長 ほかに質疑がある方。

安藤委員。

○安藤薫委員 理事者に、1点だけお聞きしておきたいと思います。

請願者の方からは、今の中学校給食の現状では、やはり学校給食とは言えないんじゃないかと、改善を求めているということでこういった項目が出されています。この導入の最初のきっかけそのものは、大阪府のほうの中学校給食導入促進補助事業というものからスタートをいたしましたので、その以前、教育委員会は、やるのであればしっかりと小学校と同じような完全給食をやっていきたいんだというようなことをおっしゃっていたところから、期限の決められたデリバリー方式選択制を可とする補助事業に乗っかる形でスタートしてきたという経過があるのではないかとこのように思っております。現状、1つだけお聞きしておきますが、今の状況は是としているのか、やはり改善が必要だと思

っておられるのか。いろいろな改善の方向はいろいろあるかと思いますが、その点と、それから検証について、やはり市民や保護者の方々、今学校でアンケートをやっておられるというふうに聞いておりますね。そのアンケートの結果もぜひまたお知らせいただきたいと要望しておきたいんですけれども、導入に向かって保護者の方にも、それから学校に出向いて説明会も何度かやられました。大変丁寧に進めてきて、しかし結論が導き出せないのがデリバリー方式選択制という形でまずはスタートした。課題はあるけれども検討は継続しますよということで今至っております。そういった経過を踏まえて、今の状況が是とするのか否とするのか、検証について市民を巻き込んでしっかりとやるということについて1点だけ聞きたいと思います。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 導入前も当然さまざまな議論がございました。最終的には、今のデリバリー方式選択制の中学校給食を導入したという経過はございます。我々としたしましても、これまでアンケート等もとらせていただく中でいろいろな改善もさせていただいております。献立改善はもちろんのこと、予約システムという中で申しますと、今までは申し込み金額の1万8,000円と6,000円という単位で事前に申し込んでいただくということだったんですけれども、その部分につきましてはいろいろなご意見もいただいた中で、この6月から3,000円の払込票も追加させていただいたところでございます。そのような小さな改善も含めてこれからもやっていきたいと思っておりますし、当然我々は今のやり方がベストで今後も未来永劫ということではもちろん考えてないので

すが、そのような今のやり方をどうすれば喫食率の向上も含めて改善していけるのかということはこれからも考えていきたいと思っております。

また、検証会議についてでございます。現在、この5月から6月にかけて全中学校の全クラスの生徒の方に対して焦点を当てましてアンケートをとらせていただいているところでございます。また今後、結果につきましてはご説明させていただきたいと思っておりますけれども、特に現在、デリバリー方式選択制の中学校の給食をなぜ食べていただけていないのかというところのもう少し詳細な分析が必要であると考えておまして、その内容について絞ってアンケートをとらせていただいたところでございます。さまざまな検証方法があると思っております。今後もいろいろなご意見に耳を傾けながら、よりよい中学校給食の実現に向けて改善努力を行ってまいりたいと考えております。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 また、この件については違う場でまたしたいと思うんですけれども、いろいろ今回も子ども、生徒や、それから学校の現場、担任の先生にいろいろ情報ですとかアンケートもしてらっしゃると。その中で申し込みの予約金の単位が6,000円から3,000円になる。これも、この間ずっと、よりよい中学校給食を求める会の方々との教育委員会との交渉の中でもそういった要望も出されていた中で、一つひとつ市民とやりとりをやりながらよりよいものにしていこうということは、今の状態はどうであれ市民や保護者の方々、子どもも含めていろいろ意見を聞きながらつくり上げてきているものだというふうに、よく言えばそういうものですね。そ

この中にやはりきちんと教育委員会として、学校給食法に書かれている学校給食そのものはこうあるべきだというのがきちんと打ち出されなければ、アンケートでこっちへふらふら、こっちへふらふら、結局予算的な問題で一番やりやすいところからやっていくということになってしまってきたのではないかなというように思います。検討すべき点、それからいろいろな考えの違いはありますけれども、もう既に現在進行形の中学校給食であり、来年の4月には業者変更をされると、業者変更というか契約満了を迎えるということですから、見直しをしていく上では絶好の機会でもあるわけで、検討は待たない、今にでも検討はもうやらなければいけないことだということを申し上げておきたいというふうに、そういう点では非常に請願の採択する意味は大きいというように思います。

以上です。

○市来賢太郎委員長 ほかにありますか。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 もう時間がないので、自分の思いだけ言わせていただきたいと思います。

私、党と個人のはざまに今さいなまれているわけですが、党としたらこれは全員喫食を目指すというような方向なんですけど、私個人的な1つの思いとして、私は母子家庭だったんですけど、9年間しか母親と一緒にしっかりと住むことができなくて、その9年間の間でもうちの母親は看護婦をやっておりました。夜勤が非常に多くて余り接する時間がなかったんです。でも、必ず私には弁当をつくってくれました。それも2つね、早弁をしていましたから2つつくってくれました。朝5時に起きて、

また夜勤明けでもしっかりと弁当をつくっていただいて、ほとんどコミュニケーションがなかったんですけど、その中で例えば私が剣道の試合で優勝したんだとか、勝ったんだというようなことを書き込みにしておりますと、その弁当のおかずが一品、二品増えていて、そこで母親とのコミュニケーションができたなという思いをした経験があります。子どもたちが母親の弁当を望んでいるということは、やっぱり子どもが学校は主体ですから、そういう気持ちと重なって、党の方針と重なって非常に私としては苦しい立場ですけど、そういうことは、私は母親と子どものきずなということ、それは非常に私自身が体験したことであります。そういう点で、教育長、お考えをいただきたいと思いますけど。

○市来賢太郎委員長 箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 学校生活におけるお昼ごはんというのは、子どもたちにとっては最大の楽しみの1つであろうと思っています。そういう意味では、私としては、給食は誰のためにあるのかといいますと、第一には子どものためだろうと考えています。ですから子どものアンケートの結果が8割を超える子どもたちが家庭からの弁当を望んでいるという実態は、やっぱりこれは見過ごしにはできないというふうに思っています。現状では、95%を超えるご家庭でお弁当をつくっていただいているということで、朝のお忙しい時間帯につくっていただくのは本当にご苦勞をおかけしているとは思いますが、今、渡辺委員もおっしゃいましたけど、お仕事でなかなか中学生の子どもと会話がとれないご家庭であるとか、あるいは思春期ということもありましてなかなか家庭で子どもとコミュニケーションがとれないよう

なご家庭も多いかなという中で、やっぱりお弁当というのはコミュニケーションをとる大切な手段の1つであろうと思います。例えば、誕生日であるとか、テストでいい点をとったりとか、先ほどありました部活動で頑張ったからとかいうようなことでおかずが一品増えていたり、あるいは逆に、日ごろ毎日お弁当をしっかり食べてくる子がある日はお弁当を残してきたというようなことがあったら、やっぱりご家庭では体調の不良なのかな、学校で何かあったのかなというようにこのサインというか見方にもなるかなとも思いますので、そういう意味ではやっぱりご家庭からのお弁当というのは教育的意義も高いものと考えています。とはいえ、毎日おつくりいただくというのはなかなか難しいご家庭もおありでしょうし、ふだんはつくっているんだけど、きょうは、ちょっとというようなことがあったときに、やっぱりその代替としてデリバリー制のお弁当を注文していただけるような体制はきちんとつくっていかねばならないと考えております。そういう意味で、この請願にもありますが、やっぱり持ってこられていない子どもたちが一体どうしているのかという検証は私もしっかりやらないといけないと考えております。そういうこともありまして、今、一步踏み込んだ形のアンケートを学校で実施させていただいているんですけども、こういう検証も踏まえながら、喫食率が下がってきている現状は重く受けとめ、先ほど課長からも一端を紹介させていただきましたけれども、さまざまな形で喫食率向上に向けて、取り組んでまいります。実は、私も毎日今お弁当の中学校給食を食べております。冷たいというようなご指摘もありましたけれども、御飯が

温かいというのは非常に大きいなと思います。私、実は今までは家からの弁当をずっと食べていたんですけども、それに比べましても御飯が温かい、おみそ汁が温かいというだけでもすごく温かいなと。極端な言い方をしたら、おかずの冷たさというのは余り気にならないなというふうにも感じています。そんなことも含めて、中学校給食のよりよい部分を子どもたちにもしっかりと周知しながら、喫食率の向上に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 ほかに質疑のある方。

東委員。

○東久美子委員 私もこの請願の文章を読んでなんですけれども、一体、現場のほうはどうなのだろうかということで聞いてみたんです、デリバリー方式選択制の給食の実態について。そうすると、冷たいということについては、今、教育長がおっしゃったようにやはり個人差があるようで、いや、それ感じたことないというような意見が、私が聞いた中では多かったです。100%ではないです。ちょっとそうかなという人ももちろんいますが、だからそのところはやはり御飯というものが重かったのかなというのか、その印象かなとは受けとめました。

基本的に80%の子どもたちがお弁当を望んでいるということでスタートしたということ、やっぱり私も受けとめないとかんと思うんですね。このデリバリー方式選択制は私もいろいろ課題があると思います。例えば、喫食率がもともとなく上がった場合は、配膳室に行って、並んで名前を言って受け取るみたいな今のやり方ではとても時間的なことが追い

つかないとか、そういうことを含めて検討していかなければいけないことはたくさんあると思うんですね。それは教育委員会のほうで今後課題としてやってほしい。私は何度も文教常任委員会のときに質問をしたのは、子どもたちが食べやすい環境ですかということを質問してきたと思います。それはお弁当を食べている子どもがいるのに、取りにいったおくれしてくること。おくれで自分だけ食べにくいんじゃないかなとか、そのことも聞いてみたら、実はみんな待ってて、小学校じゃないですから手合わせをしませんけど一緒に食べている教室もあるんですね。そうなるとう随分食べやすいとか、やはりみんなで食べるとか、その辺の思いというのはその辺で受けとめてやっていけるんじゃないかなと。教職員のほうの喫食率ですけど、これも給食をどう捉えるか、子どもの食をどう捉えるかというところからきちんと教育委員会のほうは、教育委員会がこの制度でスタートした背景とか思いとか、それから皆さんが請願されている方の思いも含めてきちんと現場にお伝えになって、教師が教室で食べていると子どもたちはまた違うと思います。ところが、教師の喫食率も高くないと思うんですね。そのあたりを現場の、だから逆にそのところから学校現場の教職員はどう捉えているかという。子ども、保護者だけでなく、その辺のところもきちんとしていただきたいと思っています。きょうたまたまなんですけど、テレビをかけたなら食べることは生きることというふうにコマーシャルをやっていたんですね。本当に今は子ども食堂とかそういう言葉も生まれていますし、いろいろなところで食べるということがすごく大事だと。それから、本当に貧困が私たちの生活からと言

うと上から目線のように聞こえるかもしれませんが、本当にしんどいところはしんどいと思うんです。私はそういう子どもたちにも給食がね、だからそれについてはここに書いてある就学援助制度とかその辺をまた検討していくなり、金券という言葉もありましたけれども、それも課題としたいと思います。だから、私はこの今のやり方でこの喫食率で満足はしていないし、検討するための委員会なりもどういふものであるかも含めて検討していただきたいと思っています。ただ、今回この請願にあることなのですが、更新の時期があるからということなんですけれども、ただ私は文教常任委員会で何度も意見を言ってきた中で、喫食率を上げるために6,000円を下げてほしいということも言いました。それが改善されてないとちょっと聞いたんですよね、きょうまでに。そのときには、そんな改善もできないんだったら、どういふふう喫食率を上げていくんですかと疑問を持っていたので、それは教育委員会はと思っていたのですが、そのやり方を取り入れたということですね。あと、私が提案した何点かも実践されている。学校現場、子どもたちを見て決めてくださいということをお願いしていた、そこのところももう既に部長も学校現場へ行って、子どもたちの実態を見ていますよということをお聞きしていますので、そういうふうなことでよりよい方向を進めてほしい。私は自分がこうしてほしいということ意見を出して、その改善があったので、少し時間を見てみたいかなという考えです。今まで言ったことは要望ということで受けとめて頑張っていたいただきたいというのか、お願いします。

○市来賢太郎委員長 以上で意見聴取を

終わります。

それでは、これから討論を行い、続いて採決を行います。異議ありませんか。

安藤委員。

○安藤薫委員 請願ですので、各委員から行政に対して要望をするということはもちろん意見表明としてはあれですけれども、市民の方から出されている請願をどう取り扱うかということだと思っうんですね。いろいろお聞きしていたら大体方向性は一致している部分、一致してない部分があると思っうんですけれども、幾つか項目がありますので、例えば分割で採決をするとかということも、検証会議は、やっぱり検証することについては一致点が見出せることがあるのではないかと、この方向でやってほしいと、縛るものではありませんけれども、そのような採決の方法もあるのではないかなと思っうんですけれど、採決方法を休憩して少し協議してもらうことはできませんでしょうか。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午後0時16分 休憩)

(午後0時17分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 討論なしと認め、採決します。

請願第1号を採決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○市来賢太郎委員長 賛成少数。

よって、請願第1号は、不採決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後0時18分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ

り署名する。

文教常任委員長 市 来 賢太郎

文教常任委員 東 久美子